

赤村障害者活躍推進計画

令和4年9月

赤村障害者活躍推進計画

機 関 名	赤村
任命権者	赤村長
計画期間	令和4年9月1日～令和7年3月31日
目 的	○障害者雇用の法定雇用率の達成とともに、障害の特性や個性に応じて能力を有効に発揮できるよう取り組みを進めていくことを目的とする。
目 標	
採用に関する目標	○法定雇用率以上の雇用を行う。 (参考) 令和3年6月1日時点の実雇用率4% (法定雇用率2.5%) (評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を行う。
定着に関する目標	○不本意な離職者を極力生じさせない。 (評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進歩管理を行う。
取組内容	
障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者である職員の相談窓口として総務課を設定し、職員に周知する。役割や各種相談先については、人事異動等により定期的に更新を行う。
障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、必要に応じて労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	【職務環境】 ○障害者である職員との面談等により必要な配慮を把握し、合理的配慮の範囲内で必要な措置を講じるよう努める。 【募集・採用】 ○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
その他	○国等による障害者就労施設等から物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。